

## 流山市水防計画の主な修正事項

(前回修正：平成 24 年 4 月)

## 1. 第 1 章 総則 第 2 節水防の責任 4 国土交通大臣

平成 27 年 7 月の水防法の改正及び千葉県水防計画書を参考に国土交通大臣の水防の責任について、洪水予報の発表や浸水想定区域の公表及び水防警報の発表、通知等が義務であることを記載した。

・・・資料 5-3 P1/23 参照

## 2. 第 1 章 総則 第 3 節流山市防災会議 2 防災会議の組織

平成 24 年第 4 回定例会で流山市防災会議条例が改正され、委員の構成に変更があったことから防災会議組織表を変更した。

・・・資料 5-3 P2/23 参照

## 3. 第 1 章 総則 第 6 節安全配慮

平成 23 年 12 月の水防法の改正により、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する内容を記載した。

・・・資料 5-3 P4/23 参照

## 4. 第 2 章 水防組織 第 2 節水防本部の組織と構成

平成 27 年 7 月の水防法の改正により、上下水道事業管理者を水防本部員に組入れるとともに、一部の班の名称及び事務分掌を精査した。

・・・資料 5-3 P5～14/23 参照

## 5. 第 3 章 洪水予報・水防警報

平成 27 年江戸川洪水計画書を参照し、流山市水防管理者と江戸川河川事務所長とのホットラインを伝達系統に明記し大谷口新田観測所を追記した。また、平成 25 年 8 月に気象庁が大雨特別警報を追加し、平成 26 年 10 月に予警報の発表基準を変更したので修正した。

・・・資料 5-3 P16～19/23 参照

## 6. 第 5 章 水防活動

平成 27 年 7 月の水防法の改正により「雨水出水」が追加されたので、第 1 節に内水ハザードマップを明記し、平成 27 年度水防の手引きの改訂を参考に第 2 節を修正した。

・・・資料 5-3 P20～23/23 参照